改 正 案

する措置命

第一 ことを命ずることができる。 つた者に対し、法第二十三条第二項に規定する措置をとるべきて法第十六条又は第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行 しくは第二 定都市の区 二条の規定に違反して砂利採取業を行つた者又は当該区域 (取を行つた者に対し、河川管理者は河川区域等の区域においにおいて法第十六条又は第二十一条の規定に違反して砂利の)、指定都市の長は当該指定都市の区域(河川区域等を除く。 不 砂利採取法 壁反行為者に対す により、 $\overline{+}$ |域及び河川区域等を除く。 都道府県知事は当該都道府県の区域において法第 一条の規定に違反して砂利の採取を行つた者に対 (以下「法」という。 において法第十六条若において法第十六条若 十三条第二項の 第

告の 徴収

おいて砂利の採取を業として行う者に対し、国土交通大臣又は指定都市の長は当該指定都市の区域(河川区域等を除く。)において砂利の採取を業として行う者に対し、砂利採取業を行う者又は当該区域(指定都市の区域及び河川区を行う者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域において二条 法第三十三条の規定により、経済産業大臣は砂利採取業 行う者に対 、管理者は河川区域等の区域において砂利の採取を業として 同条に規定する報告をさせることができる。

第四条 第三十三条並びに

現

行

る対区。し城 項に 規定により、 村、同項に規定する措置をとるべきことを命ずることができら域等の区域において同項に規定する違反行為を行なつた者に規定する違反行為を行なつた者に対し、河川管理者は河川院定により、都道府県知事は河川区域等以外の区域において同院により、都須取法(以下「法」という。)第二十三条第二項の(違反行為者に対する措置命令)

(報告の徴収)

、同条に規定する報告をさせることができる。
河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者に対し、国土交通大臣又は河川管理者は採取を業として行う者に対し、国土交通大臣又は河川管理者は投取を業を行う者又は河川区域等以外の区域において砂利にを行う者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域においてご条 法第三十三条の規定により、経済産業大臣は砂利採取業 利のて業 はの

第 四条 が行う事務とする。 第三十三条及び第三十四条第二項の規定により: [条 法第四十一条の二の政令で定める事務は、:(経済産業大臣が指示をすることができる事務) 都道府県 法第二十三条 知